

第 223 回 内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 28 年 7 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県長野合同庁舎 南庁舎 901 号会議室

3 出席者

○漁場管理委員 9 名

漁業者代表：藤森貫治、梅戸洋、古谷秀夫

採捕者代表：名取清、小澤哲

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介

○事務局

若林書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 遊漁規則の変更について

(2) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。本日は、議事録署名委員として古谷委員、高田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、知事から諮問がありました遊漁規則の変更の認可についてでございます。資料 1 一覧表のとおり 7 漁協から申請書の提出がありましたので、順次お諮りしていきたいと思っております。

佐久漁協及び遠山漁協、下伊那漁協、波田漁協、安曇漁協、更埴漁協、犀川殖産漁協から遊漁規則変更認可申請書が提出されておりますので、順次事務局から説明をお願いし、それぞれの漁協ごとに御意見や御質問をいただきたいと思っております。まず、一つ目の佐久漁協についての「禁止区域の拡大」と「遊漁料の額の変更」、「漁場監視員の帽子着用」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。佐久漁協から出していただきました「禁止区域の拡大」と「遊漁料の冬のシーズン券」と「監視員の腕章の更新」の 3 件の変更申

請につきまして、まず御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

竹原委員 地図を拝見しますと、香坂川ダムとあったほうのところはごく限られた区域の禁漁でしたけれども、今回はそこに絡む部分がたくさん増えているということですね。特に事情はあったのでしょうか。

事務局 拡大につきまして組合から聞いていますのは、この地域のイワナ、ヤマメの自然の産卵があるということのために、組合員の投網漁も含めて全域に禁漁にすることによって資源の保護を図りたいということで、先般行われました組合の総代会におきましても可決されたということでございます。

平林会長 他はよろしいでしょうか。3件とも併せて御意見等ありますでしょうか。

禁止区域の拡大の件と遊漁料の件と、これについては今までの審査基準からいきますと2.1倍ですので8,000円ですから、16,800円まではその範囲内であるということですので、今までの審査基準内です。また、監視員の腕章から帽子に替えるということですが、よろしいでしょうか。特に御意見ありませんので、佐久漁協から申請があったとお認めるといふことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは、申請どおりとさせていただきます。

平林会長 それでは、二つ目の遠山漁協の「遊漁料の額の変更」についてです。事務局お願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 御説明いただいたとおり遠山漁協の「遊漁料の額の変更」について、まず質問を受けたいと思います。何か御質問ありますでしょうか。

高田委員 経営状態が年々悪くなっていくのはP4の一番下の次期繰越利益で、赤が拡大していっているの状況は分かるのですが、表の中で理解できていないところを解説していただきたい。累積赤字が増えているのはよくわかるが、事業収入は減っているかという総収入は僅かながら増えている。事業費は変動していますが、そこそこのラインで安定しています。そうすると一体何が赤字が増えていく原因かというとな

かなか最後よくみえない。ここところが理解できなくて、総収入は増えていっている。確かに事務所を借りなければならなかったという理由はわかるが、事業管理費はむしろ減っている。何が原因で減っているのか見えてこない。努力されていて現状維持でも赤字は減っていくのではないか。そののからくりを教えていただけたらと思います。

事務局 確かに各項目を見ていくと、例えば事業総収入については平成 23 年度は●●円余り、平成 27 年度は●●円位となっておりますけれども、その事業費をみますと●●円余りから●●円余りで約●●円増えている。増殖費も●●円アユに力を入れている関係で増えている。それぞれの項目は増減は少ないようにみえるのですが、合計していくと事業利益についてはマイナスが多くなっている。●●円の減収になっている。これが積もって、プラスにならない限り累積赤字が増えていってしまいますので、組合としてもそこに危機感を感じているということでございます。

藤森委員 今回 7,000 円の年券を 8,000 円に上げるという申請ですが、この場合 1,000 円値上げしても遊漁者が増えることはないと思うのですよね。減った場合に減った金額と値上げして収入が増えた分との差はどうなるのか、それが心配ですね。

事務局 藤森委員さんがおっしゃるとおり私どもも指摘をしたのですが、その点についてはやってみないと分からないという回答で、値上げしたことによって券を買わなくなる方もいらっしゃると思うということは言うておりましたけれども、増えた前年の実績をベースに勘案しているということでございます。遠山漁協周辺の漁協の年券と比較すると、静岡県から来るお客さんがメインですが、天竜川の下流の漁協さんの年券と比べると 8,000 円は若干高くなってしまいますので、藤森委員さんがおっしゃるとおり遊漁料を上げた分収入が増えるということはない気がしております。

藤森委員 私達は釣りをさせていただく立場ですが、釣りをされる方が今日ここに来ていただいていると思うので、その辺のニュアンス、感覚的にどうかお聞きしたい。

小澤委員 日釣り券の金額は言葉に語弊があるかもしれませんが、純粹に釣りをする楽しみそのものという理解ではなかなかできなくて、やはり釣果に対して見合った金額かというような見方をする釣り人が多い気がします。金額が高くてもそれなりの釣果が得られれば、やはり高いなりきの支払うことに対して抵抗はないと思うけれども、日釣り券を払っていつ行っても釣れないというような状況があれば、やはり 3 度も 4 度も繰り返し足を運ぶということはなくなって、あそこは釣れないということで、どうしても敬遠しがちになる。

そうならば、当然漁協さんにとってみれば釣り人が少なくなるという、数値に顕著に表れてくることになると思いますので、釣り人はかなり我儘ですから、一概になんともそれぞれ価値観も違うと思いますので、釣る行為を楽しむのか釣果を求めていくのかその辺の価値観もかなり違うと思いますから、一概に価値観の問題で申し上げることは出来ないのですが、願わくば安い方が良いですね。

例えば●●漁協は日釣り 500 円ですけれども、放流をしていないということでの放流魚の購入資金等が一切かかっていない。別のところでのいろいろな保護、増殖策をやっているということで経費がかかっていない分、安いかたと単純に思っていますが、やはり高いところは 1,000 円から 2,000 円ですけれども、先ほど申し上げたとおり、やはり期待する釣果に対しての代償というのは釣り人としては考えざるをえないようなことは感性としてはあるような気がします。

桐生委員 遊漁料の審査基準が平成 21 年の通知で決まっています、この現行の遠山の 7,000 円というのは平成 21 年のこの審査基準の後に決められたということですか。

事務局 現行の 7,000 円におきましても基準を超えていますので、決まる以前のものということですか。

桐生委員 従前の例によるということ、7,000 円でやってきているのですね。今回のような議論はなかったというふうに理解して良いのですか。

事務局 P8 の全漁協の賦課金と各漁協さんの遊漁券の額と、比率について示してございます。●●漁協は突出して比率が大きいです、賦課金は 800 円ということ、現状これを上げていくということは若干聞いていますけれども、当時の基準が決まる前の額ということで賦課金を徴収しているということでございます。

桐生委員 アユの増殖経費が結構くっているわけですね。指示数量を 100kg に落とすことの方が良いのではないかと思いますし、アマゴも稚魚も卵放流の併用なんかもして、少し増殖経費を落とす工夫が必要ではないかと思うのですけれども。

事務局 桐生委員がおっしゃるとおり、アユに係る経費がやはり増殖事業をみてみますとそこが一番多いと思いますので、事前のヒアリングの中でもそのところは促していますし、稚魚放流につきましても、昨今の研究では、稚魚放流よりも他の放流方法、例えば発眼卵放流だったり親魚を放流するなど、お示しをしているところでありますので、今後の認可不認可に関わらず、遠山漁協の経営指導につきましても水産試験場ともども放流・増殖事業のやり方に関しまして、指導していくことを考えているとこ

ろでございます。

平林会長 他に御意見があれば。この案件については2・1倍を超えるという額になっておりますので、ここのところの判断をここで漁業協同組合の経営状況とか増殖計画等勘案して審査することになっていきますので、今の桐生委員さんの御意見からするともう少し増殖しているところの、特にアユについて、100Kgを300Kg放流していますが、そういったところをもうすこし工夫をして削減するような形でやっていくような手法についてアドバイスをいただいています、どうでしょうか皆さん。

竹原委員 こちらの損益計算書を見ていますと、やはり年々いわゆる赤字が増えていっている感じなんですけれども、一番大きいのはやはり平成23年度の災害に絡んできている部分がすごく大きいみたいなんですけれども。どっちみちそこである程度大きなマイナスを出してしまったのが、努力しているんだけども続いて来ちゃっているのですけれど、これだけの金額をゼロにするのはすごく難しいのではないかと思います。ここで一応多少上げましても、最終的にもう少し先々の計算をしてみないことには、単に焼け石に水の的な金額になってしまうと思うのですけれども、漁協さんのことに関してよくわからないのですが、赤字が出ていた場合に最終的にどういうふうな形で収めるのでしょうか。

事務局 まず、赤字に対する経営の考え方ですが、出るものを減らして入るものを増やすという方向が第一だと思います。出るものを減らすという方は、増殖事業の見直しであったり人件費であったりだと思います。入る方の見直しにつきましては遊漁料の申請のあったものと、それとセットで賦課金など組合員さんにも応分の負担をしていただくということが肝要かと思います。

仮に赤字が解消されずにたまっていきますと、最終的には解散ということも視野に入ってくるのですが。解散する場合は組合員さんに対して出資金をお返すということが生じてまいりますが、最悪、出資金すら返せなくなる、もしくはそれ以上の累積赤字になると、債権者に対して過去の理事者が負わなければいけないということで、赤字については当然減らしていかなければならないのと、ある程度デッドラインがあって、それ以上になると各役員さん達の懐も痛んでまいるというのが最悪の状況であると思います。

藤森委員 竹原委員さんの質問に対してもう一つ見なければならぬのは、これは、損益計算書ですので、期間損益で見ている表ですけれども、もう一つの貸借対照表を見ると、その中に積立金とか剰余金があるはずなんです、それと借入金とかそういったものを見たときに、組合の試算内容がどうなっているのかという事も見なければなら

ない。その時に剰余金とか積立金とかがたくさんあるということになれば、今現在繰越欠損金が●●円あるけれども、積立金が1,000万とか2,000万とかある場合は、とりあえずそこでもって相殺して累積赤字を消すと。それで新規まき直しでもって現状を維持できるような経営状態にしていくというような形になると思うのですよ。貸借対照表、バランスシートを見ないとわからない。

竹原委員 もちろんあるわけですね。

藤森委員 当然あるわけです。過去に良い時もあったはずだから。法定準備積立金もある。法律で定められた積立金がある。それも、欠損金を償却するためだったら使えますから。

事務局 貸借対照表をお配りします。その中に、右側ですけれども増殖基金が●●円位ありますので、こういったものの活用はあるので、今累積赤字が●●円ありますけれども、すぐ明日にでもどうにかなる話ではないのは事実です。そういう判断でよろしいでしょうか。

藤森委員 貸借対照表を見ますと、法定準備金●●円、利益準備金●●円、特別積立金●●円という形で、剰余金として●●円位あるので、今すぐどうのこうのはないけれども、このまま赤字体質をずっと続けていくと当然累積がたまっていきますので、更に何かトラブルがあったり事故があったりということになると1,000万円、2,000万円位は出て行くわけですよ。

そういうことを考えた時に、経営の体質については堅実な形でもって維持していくというのが漁協の経営者の立場で考えていることなので、年間の期間損益を正常な状態にしていくということは、漁協の経営者として考えていかなければいけないことなので、遠山漁協さん、良い方向に進んでいるけれども、その他にもっと工夫することはあるかなと思います。

小澤委員 貸借対照表ありがとうございました。ちょっと違う観点での話なのですが、最終的に改定するかどうかは皆様の御判断によるものと思われませんが、先ほど桐生委員さんから質問にもあったように、現状においての7,000円が、審査基準の2.1倍を超えて2.33倍になっているということですよ。

これ、遊漁料というところだけ漁協さんは言われていますけれども、組合員の現在の賦課金3,000円は、他の漁協さんからみると決して高い金額には設定されていない気がするんですよ。

まずは、その審査基準に近づける金額に設定されている率をクリアするという意味

において、たとえば組合員の賦課金を3,500円にすると、7,000円だと2倍な訳ですよ。組合員の賦課金を4,000円にすると、仮に8,000円だとしても2倍ということで2.1以内という審査基準を満たすことになるので、遊漁者に対しての値上げだけでなく、組合員さんの自助努力というか組合員の賦課金も値上げの申請の条件といたしますか、条件としての値上げを認めるということではどうかと思いますけれども。その辺はどうなんでしょう。

事務局 小澤委員がおっしゃるとおり、4,000円にすると2倍になりますので、基準値内に収まるというお話しは申し上げております。ただ、Q&Aにありますとおり、賦課金を上げると組合員が辞めてしまうという懸念があって、実際どれくらい辞めるかという話はお答えしていただけなかったですが、やはりそういう心配があるので組合としては賦課金を上げられないということはおっしゃってございました。

小澤委員 組合費を上げれば組合員が辞めちゃうと懸念されている。じゃあ、遊漁料を上げれば現状の遊漁者を確保できるかという、先ほどもちょっと言ったように釣り人の立場からすれば、やはり上がることについては望むことはありませんから、8,000円に上げれば遊漁者も減るということも当然想定してやろうとしていることかと思うのですが、私が言いたいのは、遊漁者たちだけでなく、自分たちもそういう努力をするんだ、だから遊漁料も上げさせてもらうんだというような話であれば納得いくのですけれども、自分たちは上げればやめちゃうから、だから遊漁者だけに負担を強いるということはどうかというバランスの問題で、そのこのところの考え方があまり理解できないということです。

高田委員 先程の桐生委員さんの御発言から、私もふと私がこの漁協のここ何年かの収支の理解できないところがあるというところが少し中身が見えてきたように思います。といいますのは、単年度で見ると赤字がだんだん減少しているのですよ。非常に経営としては努力されているというのは良くわかる。だけどそれが年々積み重なっていくんだという説明を県の方がされたわけですけれども。貸借表をみるとそれほど問題あるようではない。

では何が問題かという、やはり事業の見直しということがきちんとなされているのか、組合費を上げると組合員が減る、遊漁料を上げると釣り人が減る、そういうことをする前に年々赤字が減ってきているのだから、事業の内容をもうすこし見直すという努力がなされるべきではないかと思ったわけです。

その時に桐生委員さんの増殖放流量ですか、アユに関しては3倍入れていると。この金額を見て私はびっくりしたのですけれども、この増殖放流量を見直せば赤字は直ぐに解消できますよね。

私はこの増殖放流量がどういう基準で作られているかということについては、詳しくは存じあげません。けれども県はそんな根拠のない数字ではじいているとは思えないんですね。以前にも増殖放流量を達成できないから減らしてくれという申請を私は審議した記憶があります。

3倍というのは普通ですか。もしそうでないならば、こういう申請をする前にこれだけの経営努力をされているのですから、そこをちゃんと見直したらどうですか。

強く県から御指導されるべきではないかと思えます。

事務局 高田委員がおっしゃるとおりで、アユについては100Kgに対して300Kg余り放流しているということで、これは遠山漁協に限ったことではなくて県の増殖指示は漁協さんの意見、経営状況を踏まえて最低限の指示ということで出しております。

漁協さんはその考え方、指導方針、経営方針によってアユの放流量を決めるので、増殖の指示よりも多いことは結構ございます。

高田委員がおっしゃるとおり、前回の漁場管理委員会では●●漁協の方でアユが不振になってきたので減らしてくださいということで、そこを1/3くらいに減らすというようなことがありますので、県としましても遠山漁協はアユの経費が非常に大きいというのがありますので、経営改善としてはそこを見直していくのが第一かなということは申し上げておりますし、これからも今日の結果に関わらず話をしてまいりたいと考えております。

梅戸委員 アユについて、200Kg オーバーについてはその分についてどれだけの費用対効果があるか先ず把握するべきと私は思います。その中で300Kgで行くか100Kgで行くかという話をさせていただかなければならないと思いますし、金額的に言いましても大変な金額になるので十分に把握していただくのがまず最初であろうと思います。

賦課金に対しての2.1倍の話ですが、小澤委員さんも言いましたけれども実際の話、賦課金を上げれば問題ないわけですから、その中で金額を上げていただくということをまず考えていただくべきじゃないかと。組合員さんが減るとか減らないとかいう話は二の次だと私は思います。以上です。

桐生委員 損益計算書の平成23年度で次期繰越損失●●円になっています。賦課金というのは、決算状況を見て必要な場合に組合員にお金を出してもらうというのが本来の意味ですので、この時に賦課金を出してもらえれば、この損失部分だけだったら678人が一人●●円くらい出せばすむわけですよ、単年度で考えると。そういう正当な方法ですね、賦課金は決まって3,000円ということではないので、決算状況に合わせて賦課を頼むというのも一つのやり方ではないかと思えます。

平林会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。何か御意見はありますか。
大体御意見は出尽くしたと思いますけれども。多くの委員の方々から御意見が出たと
おり7,000円から8,000円に1,000円上げるとい、釣りをする方に負担をしていた
だくということよりも、むしろもう少し運営的な所を再度御検討いただいて、もっと
やるべきところがあるのではないかという御意見が圧倒的であったと思っております。
そろそろまとめていきたいと思っておりますけれども、今いろいろな御意見が出たとおり、
遠山漁協さんから出ている変更申請書については、もう一度見直していただくという
ことで、今回は一応不認可という形にしたいと思っておりますけれども。皆さんの御意見は
そういう御意見でしたので。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 異議なしということですので、遠山漁協さんの申請につきましては不認可とす
るということで答申させていただきたいと思っております。

平林会長 三つ目は下伊那漁協の「現場付加金の額の変更」及び「遊漁承認証の様式追加」
について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 ありがとうございます。何か御質問、御意見あれば出していただきたいので
すが、いかがでしょうか。

500円を1,000円に上げたいということですが、ただ上げるだけではなくて、
ネット等でも買いやすいような形にしたい。例えば現場でも立て看板とか立てて、こ
ういう形になってますよというような広報等にも力を入れていただけるということ
でよろしいですね。釣り人にわかるような形で広報するということですがいかがでし
ょうか。

下伊那漁協の「現場付加金の額の変更」及び「遊漁承認証の様式追加」につしまし
ては申請のとおり許可してよいということ答申させていただきたいと思っておりますが、
よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは、申請どおりとさせていただきます。

平林会長 次に、4件目の波田漁協の「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」

について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 ありがとうございます。今御説明いただいたように波田漁協の「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」についてですけれども何か御質問御意見ありますでしょうか。先程の審査基準からすると審査基準以内ということですので、これ以上、上げられないというぎりぎりの額になっておりますけれども、審査基準内になっております。

その他、特に御意見はないでしょうか。波田漁協の「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」について、申請のとおり許可してよい旨答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは、申請どおりとさせていただきます。

平林会長 5件目ですけれども、安曇漁協の「禁止区域の追加」、「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 ありがとうございます。御説明いただいたとおり「禁止区域の追加」、「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」ということで御説明いただきましたが何か御意見ご質問ありましたら出していただきたいのですがいかがでしょうか。

藤森委員 基準以内ですね。

平林会長 はい。基準以内ということになっております。禁止区域の追加については、一つは魚道の周辺の話ともう一つは不整合があったところを修正するという形だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

竹原委員 今お話しあったように波田と安曇と繋がっているのですけれども、今こちらの状況を見せていただくと確かに今までですと、同じ梓川の水系の中で、一日券が500円と1,000円、かつ年券が3,500円と4,000円ですのでお得だったみたいな感じがするのですけれども、それが一気に一日券が2倍以上、年券は波田よりも少し上がって

いるという感じなんですけれども、一日券をこんなに一気に上げちゃってどうなのかなと思います。せめて波田と同じくらいにしておいた方が 50 円は削った方が良いのではないかと思うのですけれど。プラス 50 円をつけたのは何か理由があったとは思うのですけれども。

どうせ繋がっている川ですので一日券は同じ位にした方が良いのではないかと思います。

平林会長 改正後は同じになっています。波田は一日券 1,050 円、安曇も 1,050 円です。両方とも同じ水系なので同じ金額になっていると思います。値上がりの割合はおっしゃったとおり一日券は 500 円のところ 1,050 円になるので倍近くになると思いますが、額は同じになるということです。

竹原委員 勘違いしていました。ただやはり一気に倍になるのは大きいなという気がしました。

小澤委員 お聞きしたいのですが、共同管理区域があるにもかかわらず、今まで日釣り券が 1,000 円と 500 円と大変な差があったのですが、何か経緯があったのでしょうか。つまり安い方で買えば、同じところで釣っても安いところで買った人と高いところで買った人がいるということですよ。

事務局 小澤委員がおっしゃるとおり、梓川の当沢合流点から黒川合流点までの数百m弱のところについては今まで不整合だった部分がありまして、例えば波田漁協の管内の釣券で買うと 1,000 円で払わなければならないのですけれども、安曇漁協の管内で買うと 500 円で釣りができたという、この間に限ってはそういうことが出来たのですが、現実問題、この間は数百メートルの間ですので、ここだけ釣るためにわざわざ安曇漁協へ行って 500 円払うということはあまりないというように聞いておりますし、そういうことになってはいたのですけれども、両方とも 1,050 円にすることで不整合を解消するということがあります。

平林会長 ここは、廃鉱山の垂鉛が入ってきているところですよ、確か、垂鉛の濃度が通常のところよりもかなり高い、黒川合流のところではほぼ環境基準外になるということで、ここのはかなり特殊なエリアだったように理解しているのですけれども、高田委員さんどうでしょうか。他の委員会の時にそうだったように思いますが。竹原委員もそうだったですね。確かここはそういうエリアで、たぶんそれで共同になっていたと理解しているのですけれども。

事務局 現実問題あまり釣り人が入る場所ではなかったと思います。

小澤委員 今の件は承知いたしました。別件でよろしいでしょうか。

要望ということなんですけれども、安曇漁協の遊漁券の販売店名簿がついておりまして、には販売場の数ということでH18年度からH28年度まで目標まであります。

そのうちコンビニエンスストアが4店ということでH28年度の目標設定、コンビニで4店、新たに遊漁券を販売している所を増やそうということで努力をされているということで大変ありがたいことですが、現実的に朝8時から9時に営業しているお店でしか売っていないということになると、溪流の釣り人達は、今の時期ですと5時には川に立っているというのが大方ですから、こういう所で買えと言っていくら店をたくさん作ってもらっても、買えるものではないというのが現実かと思います。

既存の販売店は極端に言うとなくなって、コンビニを1店でも多く増やしてもらうことの方が釣り人にとってはありがたいことなので、是非、漁場に行くルートのところには、何店舗でも良いので、コンビニの方に遊漁券の販売店を増やすということで努力をいただきたいというお願いを、是非ともしていただきたいと思います。

平林会長 御要望ですので、併せて。

高田委員 先程遠山さんのところで、遊漁料を上げるということで内部の資料まで見せていただいて、その理由を我々は真剣に討議したところなんですけれども、今、ここでは波田との整合性をとるためにという理由、この収支をみますと確かに年度の利益は減少しているというのはありますけれども、これはいかがなものでしょうか。整合性を取るという理由だけで認可して良いものでしょうか。

平林会長 先ほどの遠山は、審査基準が2.1倍を超えるということで今までの基準どおりではなかったの、これを超えるわけですから慎重に審議したところですが、今回出てきているものは、審査基準以内ということになっていて、あとは今までは審査基準以内であれば県の方でいろいろ事情をお聞きしたりしてもらって、ここへ出してもらっているということなので。

高田委員 むしろこちら側として心配しなければならないことは、遊漁料を上げることによって遊漁者がどれだけ減るかちゃんと真剣にお考えになったのでしょうか。そういったところも承知のうえでやはり同じ上流下流にあるし、統一性を取っていった方が良いというのであるならばまだ話はわかるのですけれども。

事務局 申し訳ございません、説明足らずのところがございます。経営状況の変遷とい

うことで漁協から資料をいただいておりますけれども、現在のかかる経費につきましてはそこにお示してあるとおりです。上が収入で下が支出ですけれども、収支差額がここのところ減ってきているということがあって、前提には経営改善を目指したいということが根底にございます。

500円から1,050円という比率的には大きいものではございますけれども、経営改善の一つとして値上げをするものであって、額についての基準は先ほど会長がおっしゃったとおり基準内にありますので、遠山漁協のように詳しくは申し上げなかったのですが、高田委員がおっしゃるとおり値上げすることによる売り上げの減少ということも当然考えられますので、今後推移を見守っていきたいということを考えております。

竹原委員 遊漁券の販売店なのですが、セブンイレブンのような24時間開いているところがあればと小澤委員さんがおっしゃっていましたが、波田の方を見ますとコンビニは結構多いのですが、安曇の方は見せていただいた限りはほとんどペンションさんや小売店さんでおそらく朝早くから開いているところが少ないのではないかと思います。

波田の方に入るのかわからないのですが、新島々の駅の手前の方に1軒あるのですが、あそこのセブンイレブンをすぎますと、その上は高山方面153号線には全くコンビニがないものですから、もし私が梓川の安曇の方で釣りをするとすればせめてあそこら辺では扱ってほしいなという感じがするのですが。何店か分からないのですが、新島々の駅の手前のところです。

小澤委員 新島々の駅のところにあるセブンイレブンは、波田、安曇、高原川（岐阜県）あそこはいたるところの遊漁券を売っています。

平林会長 遊漁券の販売等について、できるだけ釣り人の方が困らないような形で、ネットという先ほど漁協さんがありましたけれども、24時間開いているコンビニを利用していただくという広報ですね、釣り人が困らないような形で広報していただきたいというご要望が出ているということで是非漁協の方へお伝えいただきたいと思います。

桐生委員 確認をしたいのですが、金原砂防堰堤の上流は規制がないのですか。

事務局 下流150mだけです。

桐生委員 下流だけですか。なぜ上流は規制がないのでしょうか。

事務局 おそらく魚道がない頃は、梓川ダム湖から遡上する大型のヤマメが砂防堰堤

へ下流側に溜まっていたのですけれども、魚道を作って上流へ遡上を促すというもので、下流で溜まっている部分を禁漁にして、上流についてはスムーズに逃げられるので、上流は禁止区域にしないのはそういう考え方だと思います。

桐生委員 上下流でやっている危険防止という考えはここにはないのですね。

事務局 今回の申請では危険防止という目的ではございません。禁止区域は下流 150mのみということです。

平林会長 他にいかがでしょうか。特に御質問御意見なければ、先ほど委員の皆様から出された御要望を漁協にお伝えいただいて、安曇漁協の「禁止区域の追加」、「遊漁料の額の変更」及び「現場付加金の額の変更」について申請のとおり許可してよい旨答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは、申請どおりとさせていただきます。

平林会長 6件目ですけれども、更埴漁協の「ニジマスの漁業期間の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 更埴漁協の変更申請について御説明がありましたけれども、何か御意見御質問ありますでしょうか。ちょうど間に挟まっている今日お休みの上小漁協はニジマスは手を付けていないですね。

そうすると上はやっていて下もこれからやるということで大丈夫なのでしょうか。

事務局 あくまでも遊漁規則の変更は漁協からの申請に基づきますが、客観的に考えますと上小漁協の支流にはイワナ、ヤマメの産卵場がございますので、そこでニジマスを解禁することは影響が大きいと思いますが、本流で同じような試みをやりたいというような提案があった場合は、調査の上影響なければやっても構わないのかなと。上小漁協さんとしては上と下でやっている様子を見ていらっしゃるのかもしれないということです。

平林会長 川は一つなので、上と下で繋がっているので気になったのですが。何か御意見

御質問ありますでしょうか。

桐生委員 投網の調査をやっていますけれども、基本的には1箇所10投以上というのが目標なのです。足りないところがあるということと、目合いが1種類というのも気になる場所なので、漁協さんの力量もあるのかと思いますが、調査をするときに参考にさせていただきたいと思います。

平林会長 ありがとうございます。そういうアドバイスをいただきましたので、こういうデータが次にまた出てきたときには、アドバイスいただいたことを考慮していただきたいと思います。他に何かありますか。

小澤委員 調査で魚の種類がいろいろ記されていますけれども、過去三年間のニジマス放流収支とあってこの全域にニジマスを放流されていると思いますが、魚種のところにニジマスがないのと、一匹もなかったというのは私の頭では理解できないのですが、なぜこの魚種の中ににじまさんがいないのか説明いただけますでしょうか。

事務局 そもそも更埴管内でニジマスを放流していきましようという話は、更埴漁協さんはアユは不調なものですから大きく赤字になっているということで、アユの放流量を相当減らして、経営を改善しているところで、そうは言っても収入源であるものを放流しなければいけないということでニジマスの放流をやっているところですが、放流している時期が春から連休にかけて夏の前です。金額が●●円余りなので量的に僅かなものであることと、放流の時期が、今時分の千曲川の水温はおそらく20℃を超えて、ニジマスの生息にはかなり不適な条件であると思います。

産卵期である11月、12月の調査では量が少ないのは、夏場を越した後なのでニジマスはかなり減耗していると考えていますが、今後冬の釣り場を解禁するとなれば、放流時期は9月の禁漁になる以前のころに放流をして冬期間ニジマスが棲息するに適する水温の時期に集中的に放流をして運営していくということを聞いております。今回の調査をして捕まらなかった理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

平林会長 時期の問題ということですね。他に何か御意見ご質問ありますか。特にないようですので、更埴漁協の「ニジマスの漁業期間の変更」について申請のとおり許可してよい旨答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは、申請どおりとさせていただきます。

平林会長 最後の7件目ですけれども、犀川殖産漁協の「遊漁承認証再交付取り止め」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 ありがとうございます。何か御意見御質問等ございますでしょうか。
特にございませんので、犀川殖産漁協の「遊漁承認証再交付取り止め」について申請のとおり認可してよい旨答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

平林会長 それでは申請どおりとさせていただきます。

平林会長 それでは、7件終わりましたので、次の(2)「その他」に移りたいと思います。
事務局から何かありますか。

事務局 「その他」についてはございません。

藤森委員 今回、遠山漁協さんが却下されましたよね。却下されたことについては良いのですが、その後水産係として状況を見ていただいて、本当に苦しい状態になるかどうかチェックしていただいて、本当に苦しいようだったら再提出の道を作っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 どうもありがとうございます。本日は不認可となってしまいましたが、漁協の運営状況については逐一観察をして指導をさせていただいて、より良い方向になるように常に見ていきたいと思いますので、再び申請に至った時には審査をお願い致します。

平林会長 ありがとうございます。それでは、本日予定していました議事はこの7件ですので、議事の全てをこれで終了します。進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。

事務局 たくさんの御審議をいただきましてどうもありがとうございました。これをもちまして第223回長野県内水面漁場管理委員会を閉会致します。

議事録署名委員 古谷 秀夫 ㊟

議事録署名委員 高田 啓介 ㊟